

補助金交付後の効果報告について (一般型 全公募回対象)

補助金の交付を受けた事業者は、効果報告が必要になります。

補助事業が完了した日の属する事業年度(事業者の決算年度)の翌年度を事業計画期間1年目とし、

事業計画期間の1年目が終了してから、最初の4月より5年間、毎年事務局が定める期限までに報告をしなければなりません。

※効果報告期間は、原則、4月から3か月間となります。

基本的な考え方

事業者の決算年度	事業者の決算年度	事業者の決算年度	事業者の決算年度	事業者の決算年度	事業者の決算年度	事業者の決算年
補助事業完了年度	事業計画1年目	事業計画2年目	事業計画3年目	事業計画4年目	事業計画5年目	
補助事業の完了日	翌年度が 事業計画1年目	1年目終了後の最 初に迎える4月が 第1回目の報告	4月に報告(第2回)	4月に報告(第3回)	4月に報告(第4回)	4月に報告(第5回)

1年目の決算値
3月の最賃

2年目の決算値
3月の最賃

3年目の決算値
3月の最賃

4年目の決算値
3月の最賃

5年目の決算値
3月の最賃

2027年3月補助事業完了の例 ● 補助事業完了日 ● 最低賃金要件の判定となる3月 ■ 効果報告を行う4月

3月決算の場合

補助事業完了年度	事業計画1年目	事業計画2年目	事業計画3年目	事業計画4年目	事業計画5年目	
2026年4月～2027年3月 2027年3月 補助事業完了	2027年4月～2028年3月 決算値: 2028年3月期 最賃: 2028年3月	2028年4月～2029年3月 決算値: 2029年3月期 最賃: 2029年3月	2029年4月～2030年3月 決算値: 2030年3月期 最賃: 2030年3月	2030年4月～2031年3月 決算値: 2031年3月期 最賃: 2031年3月	2031年4月～2032年3月 決算値: 2032年3月期 最賃: 2032年3月	2032年4月～2033年3月

ポイント

事業が完了した年の翌年が
第1回目の報告となる例です。
2027年3月⇒2028年4月

4月決算の場合

補助事業完了年度	事業計画1年目	事業計画2年目	事業計画3年目	事業計画4年目	事業計画5年目	
2026年5月～2027年4月 2027年3月 補助事業完了	2027年5月～2028年4月 決算値: 2028年4月期 最賃: 2028年3月	2028年5月～2029年4月 決算値: 2029年4月期 最賃: 2029年3月	2029年5月～2030年4月 決算値: 2030年4月期 最賃: 2030年3月	2030年5月～2031年4月 決算値: 2031年4月期 最賃: 2031年3月	2031年5月～2032年4月 決算値: 2032年4月期 最賃: 2032年3月	2032年5月～2033年4月

事業が完了した年の翌々年が
第1回目の報告になる例です。
2027年3月⇒2029年4月

12月決算の場合

補助事業完了年度	事業計画1年目	事業計画2年目	事業計画3年目	事業計画4年目	事業計画5年目	
2027年1月～2027年12月 2027年3月 補助事業完了	2028年1月～2028年12月 決算値: 2028年12月期 最賃: 2028年3月	2029年1月～2029年12月 決算値: 2029年12月期 最賃: 2029年3月	2030年1月～2030年12月 決算値: 2030年12月期 最賃: 2030年3月	2031年1月～2031年12月 決算値: 2031年12月期 最賃: 2031年3月	2032年1月～2032年12月 決算値: 2032年12月期 最賃: 2032年3月	2033年1月～2033年12月

第1回目の報告時点で3月を
2回迎えていますが、報告の
対象となるのは事業計画1年
目に該当する2028年3月分
です。
翌年度以降も同様に前年3月
分が報告対象となります。